



ふるさと納税 について

※ はじめに

はやくも平成 28 年になって半年が過ぎました。夏本番を感じさせるような暑さと、梅雨が明けきらないじめじめした毎日が続きます。

毎年お伝えすることですが、確定申告をされる方々は半年分の資料整理を徐々に始めておくことをお勧めします。確定申告時期に1年分を1度に、となると気が滅入ると思います。半分ずつにでも分けてされると負担も時間も半分で済みますので、是非この時期に半年分の収集をしてみてください。固定資産税や自動車税、市民税や国民健康保険はもうお手元に届いていて、年間支払わなければならない金額はもう把握できます。そのあたりの資料から整理されてはいかがでしょうか。

※ ワンポイント解説

ふるさと納税の現状

今回は最近なにかと話題のふるさと納税を取り上げます。昨年度から始まっているワンストップ特例や法人版ふるさと納税といった関連するトピックスもお伝えしていきます。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

相続対策セミナーの講師を務めました。

ワンポイント解説

I. ふるさと納税の現状

最近テレビCMでもよく見かけるふるさと納税。実際に数字でもその人気は明らかで、総務省の調査によると、平成26年中のふるさと納税の寄付金総額は341億1116万円にのぼり、前年（141億8934万円）の約2.4倍に増えているとのこと。

ふるさと納税は、自分の応援する自治体に寄附することができる制度で、平成20年から始まりました。年間2,000円を超える金額を寄附した場合には、一定の上限まで、所得税と翌年の住民税から控除を受けることができ、実質負担が2,000円で故郷の自治体や現在住んでいないけど応援したい自治体へ寄附することができます。自治体によって、寄附金額に応じてお礼の品物を送ってくれるところもあります。今ではこのお礼の品物が話題になり、いろいろなポータルサイトも開設されて、そこからクレジットカードを利用してふるさと納税ができる（自治体による）ようにもなっており、利便性はどんどん向上しています。



また、平成27年からワンストップ特例が始まっています。もともとサラリーマンなど確定申告をする必要が無い人で、ふるさと納税の年間の納税先自治体が5つまでの人が特例を受けることができます。ただし、ふるさと納税をする際に手続きが必要になります。次項目で詳細を記載します。

II. ワンストップ特例の手続き

1. 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を入手し、マイナンバー（個人番号）を記入する

まず申請書類を入手します。ポータルサイトのダウンロードコーナーから入手するのがわかりやすく手軽です。

記載内容は①住所・氏名・生年月日・電話番号、②寄附をする年月日とその金額、③確定申告をする必要のない者であることのチェックボックス、④ふるさと納税をする自治体が5件以下であるチェックボックスの4点です。

2. 本人確認と個人番号確認の書類を準備する

なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、次ページの表の書類を準備してください。

3. ふるさと納税先へ書類を郵送する

上記の書類を、ふるさと納税をする自治体に郵送します。同じ自治体に複数回ふるさと納税する場合にも、その都度必要になります。

また、日本赤十字社や共同募金会等の募金団体を通じた義援金には、ふるさと納税のワンストップ特例の適用

	「個人番号カード」を 持っている人	「通知カード」を 持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」の どちらも無い人
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票 の写し
本人確認の書類	個人番号カードの表のコピー	運転免許証 パスポートなど のコピー	運転免許証 パスポートなど のコピー

※マイナンバーの「個人番号カード」「通知カード」については、
事務所通信 No.24「マイナンバー制度実施に備えて」をご確認ください。

はありませんので、税額控除を受けたいときは確定申告
が必要になりますのでご注意ください。

Ⅲ. 企業版ふるさと納税

一方、平成 28 年度税制改正において創設された「企業版ふるさと納税」ですが、4 月の衆議院本会議でその仕組みを定めた「改正地域再生法」が可決・成立しましたので、今すでに始まっています。企業版ふるさと納税と銘打っていますが、既存の個人版ふるさと納税とは違いがありますので、相違点をまとめてみます。

➤ 寄附先

自治体の実施している「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の内容をみて、企業が寄附先を選ぶことになるので、寄附をしたい自治体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施していないと寄附できません。

また、本社所在地のある自治体、地方交付税の不交付団体（自前の財政が豊かで国からの交付税がいらぬ自治体）にも寄附できません。

自治体選別の自由度は個人版ふるさと納税より低いことになります。

➤ 控除額上限

約 30%の法人税等が上限になります（法人住民税につ

いては法人税割額の 20%、法人税については法人税額の 5%（法人住民税の控除額が寄附額の 20%に達しない場合）、法人事業税については法人事業税額の 20%（地方法人特別税廃止後は 15%）。個人版のように、一定の場合には 2,000 円以上の寄附金額が全額税金から控除されることにはなりません。例えば 10 万円寄附をした場合に控除される税額は約 3 万円となり、7 万円はキャッシュアウトすることになります。

➤ 最低寄附金額

10 万円～となります。これに対し個人版は税制上優遇を受けることができる金額が 2,000 円以上となっていますが、受け付けてくれる自治体があれば下限はありません。

➤ お礼の品物

内閣府は各自治体に対し、寄附した企業への便宜供与を禁じています。 禁止するのは、寄附の一部を補助金として供与することや、低利融資、入札や許認可で便宜を図ることなど。個人版ふるさと納税とは大きく異なるところです。ちなみに法人が認められる範囲内でお礼の品物を受け取った場合には受贈益となります。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりませんが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪府中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフ近況 ☆

6月9日、北おおさか信用金庫にて相続対策セミナーの講師を務めました。

『相続税に絡む周辺知識の再確認』というタイトルで、相続税・贈与税の税率差を利用した最適な贈与額の確認や、生命保険を活用した対策などをお話させて頂きました。

参加頂いた方々の熱心にメモを取られている姿を目の当たりにすると、講師時代を思い出し、少しでも有益な情報を提供しようと熱くなりました。(武原)

